

特例承継計画の確認・変更確認申請に係る提出書類（神奈川県版）

【申請書（2部）】

(確認)『施行規則第17条第2項の規定による確認申請書（特例承継計画）』（様式第21）

(変更)『施行規則第18条第5項の規定による変更確認申請書』（様式第24）

提出部数：2部

※省令改正により記名のみ（押印不要）で申請できるようになりました。

[注意]

- 確認書は2部のうち1部を添付して交付します。
- 2部ともホチキス止め又はクリップ止めで構いません。
- 県での確認時に誤記入等が発見された場合は、修正後のものに差替えていただきます。

<捨印による修正対応をご希望される場合>

（捺印箇所：2部（正本1部+副本1部））

「捨印」による修正対応は終了しました。

（不要）。

- 特例承継計画に限っては、表紙の必要はありません。

【添付書類（各1部）】

ア 申請会社の履歴事項全部証明書の原本（提出日の前3ヶ月以内に取得したもの）

- 先代経営者が代表を退任している場合で、過去に代表者であった旨の記載がない場合は、併せてその旨の記載がある「閉鎖事項証明書の原本」を追加添付。
- 謄本のコピーや登記情報提供サービス利用による印刷物は不可。

イ 確認書交付用のあて先が記入されている返信用封筒（角2サイズ）

- レターパック（推奨）又は郵送料+特定記録料の切手（不足が生じないよう注意）を貼付した封筒。
- あて先は、確認申請の支援を行っている税理士・公認会計士事務所等でも構いません。

ウ 連絡先・担当者の名刺など（電話番号、メールアドレス、担当者が分かるもの）

- 確認申請の支援を行っている税理士・公認会計士事務所等でも構いません。

(注意) 確認の判断ができない場合、参考となる資料をご提出いただく場合があります。

〔申請書提出先〕

登記上の本社所在地が神奈川県の中小企業の方は、以下が申請書の提出先になります。なお、郵送のみの受付となります（消印有効）。

名称	送付先	電話
かながわ中小企業成長支援ステーション	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県中小企業支援課内	045-285-0748